

島根県小規模事業者企業価値向上補助金 公募概要

1. 概要

概ね10年以内に事業承継が見込まれる小規模事業者が、その準備のために生産性の向上や付加価値の増加等を図る計画を策定した場合、その実施に係る経費を支援する補助金を公募します。

2. 補助の内容

■補助対象者：以下の(1)~(3)のいずれの要件も満たす者

(1)商工業者であり、事業の従業員数の条件を満たす者。

業種分類	常時使用する従業員の数
製造業その他	20人以下
商業又はサービス業	5人以下
サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業	20人以下

(2)現経営者の年齢が平成31年4月1日時点で50歳以上の者であること。

(3)中小企業等経営強化法の法承認等を受けた計画（経営革新計画もしくは経営力向上計画）に従って行う事業者であること。（計画策定に当たっては、経営革新等認定支援機関にご相談ください。認定支援機関は中小企業庁ホームページに公表されています。）

■補助対象経費：機械設備費、備品購入費、IT導入費

■補助率：1/2 補助上限額：200万円 補助下限額：10万円

■消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとします。

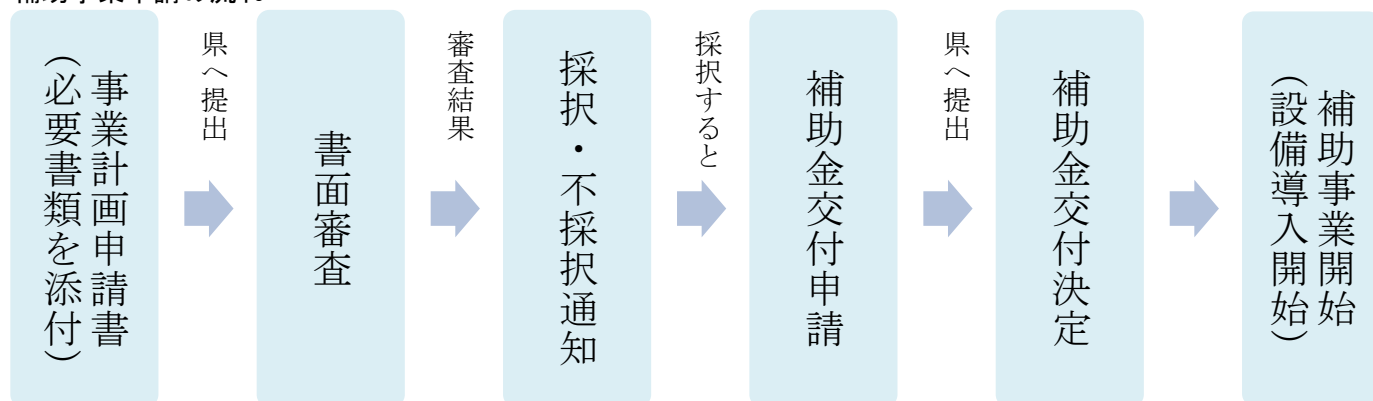
■補助対象期間は令和2年2月末までとします。

3. 公募期間 令和元年10月18日(金)から11月8日(金)まで

4. 申請書類 県中小企業課のホームページでダウンロードすることができます。

5. 申請先 島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室あて
(申請先住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地)

6. 補助事業申請の流れ



■審査結果に関する異議申し立ては、受け付けません。

お問合せは、島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室へ TEL 0852-22-5285
補助事業の詳細については、県中小企業課のホームページをご覧ください。